

払えない税金 申請型「換価の猶予」で軽減を 「高すぎて払えない」と放置はダメ！ 民商へご相談ください！

換価の猶予申請で消費税の分納実現！

東支部のHさん（飲食業）が換価の猶予を申請し、受理されました。

Hさんは所得税の申告ではほとんど利益がなく税額ゼロでしたが、消費税申告では約20万円を納付しなくてはならなくなり、「利益がほとんどなく、借入金の返済もあるので、一括ではとても納付できない」と困っていました。

Hさんは4月9日に事務局員と小牧税務署に行き相談。税務署員は当初、「何とか3回で納付できないか」「誰かに借金してでも払えないか」と申請を受け付けようとしませんでした。しかし、粘り強く交渉し換価の猶予の申請をすることにしました。

4月16日、Hさんは自分で申請書を記入して税務署に向かいましたが、必要経費の見積り等の不備を指摘され、出直しとなりました。

「3回も税務署に行かないといけないとは！」と憤ったHさんですが、その後、民商のアドバイスを受けながら申請書を作成し、納付計画に記入した金額しか払えない根拠を具体的に示した上で5月7日に再度、税務署に向かいました。税務署員に売上が減少し仕入が高騰し資金繰りに苦しん

国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予
次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一括に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から3か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予
次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次の人から「のいずれかに該当する事実があること」
A 自然災害（地震、噴火、風水害、豪雨、火災その他の災害）を受け、又は被害を受けたこと
B 自然災害及びその被害に起因する経路が被災にかけ、又は自然災害により
C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
D 納税者がその事業につき借入債務を返済したこと
E 納税者が上記AからDに該当する事実があったこと
F 課税の軽減が1年以上経過した後に、停止申請などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予が相当と認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合は、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められること

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

国税庁

第52回春日井民商定期総会を開催します

**と き：6月8日(金)
18時30分～**
**と ころ：グリーンパレス
1階第1会議室**



昨年の定期総会であいさつする森山行良会長と常任理事に選出された皆さん

お弁当を出します。会員ならどなたでも参加できます。

でいる話をきちんと説明し、三度目の正直で申請通り5月から毎月2万円ずつ10回の分納が認められました。Hさんは、「ようやく申請が認められてうれしい。この金額なら問題なく払える」と安堵していました。

申請型換価の猶予制度の活用を

申請型換価の猶予ができるのは納期限から6ヶ月以内です。申請が認められれば、延滞税が軽減されるなどのメリットもあります。

申請に必要な書類は、①「申請書」、②「財産収支状況書」（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「財産目録」および「収支の明細書」の提出が必要）で、納付計画に記入した金額しか払えない根拠を具体的に示す必要があります。

※約束した金額を期限までに納められなかった時など、猶予の取消しや猶予期間の短縮が行われる場合があるので、払えない分納の約束はしないことが大切です。

消費税等の税金が払えずに困っている方で、申請型の換価の猶予制度を希望する方は、民商で申請書の書き方をアドバイスしますので、気軽にご相談ください。